

## 第 4 提出部数

届出書及びその添付図書の提出部数は次のとおりとする。

	届出書等の名称	部数
1	法第16条第1項の規定による『行為の届出』 「景観計画区域内における行為の届出書」 【規則様式第1号】	2部
2	法第16条第2項の規定による『変更の届出』 「景観計画区域内における行為の変更届出書」 【規則様式第5号】	
3	法第16条第5項の規定による『国の機関又は地方公共団体の行為の通知』 「景観計画区域内における行為の通知書」 【規則様式第8号】	1部